



2016年1月22日

各 位

会社名 株式会社ユーシン
代表者名 代表取締役会長兼社長 田邊 耕二
(コード番号：6985 東証第一部)
問合せ先 社長室次長兼広報課長 栢木 基博
Tel：03 (5401) 4653

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、2016年1月22日開催の取締役会において、2016年2月26日開催予定の第114回定時株主総会に、下記のとおり「定款一部変更の件」について付議することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

(1) 単元未満株式を所有する株主の利便性向上のため、会社法第194条に規定する単元未満株式の買増制度導入をいたしたく、変更案第9条を新設し、現行定款第9条の一部を変更するものであります。

(2) 「会社法の一部を改正する法律」(2014年法律第90号)が2015年5月1日に施行され、新たに業務執行取締役等でない取締役及び社外監査役でない監査役との間でも責任限定契約を締結することが認められたことに伴い、それらの取締役及び監査役についても、その期待される役割を十分に発揮できるよう、現行定款第30条第2項及び第38条第2項の一部を変更するものであります。なお、現行定款第30条第2項の変更に関しては、各監査役の同意を得ております。

(3) 法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役に関する規定を新設して補欠監査役の選任決議の有効期間を定めるとともに、補欠監査役が監査役に就任した場合の任期を明確にするため、変更案第31条第3項及び第4項を新設し、現行定款第33条第2項を変更するものであります。

(4) 機動的な配当政策の遂行を可能とするため、剰余金の配当等を取締役会決議により行うことも可能となるよう、変更案第44条を新設するとともに、同条の一部と内容が重複する現行定款第8条及び第45条を削除し、現行定款第44条を変更するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所)

現行定款	変更案
<p><u>第8条 (自己の株式の取得)</u> 当社は、取締役会の決議によって、市場取引等により自己の株式を取得することができる。</p> <p>第9条 (単元未満株式についての権利制限) 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利 2. 取得請求権付株式の取得を請求する権利 3. 募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利 <p>(新 設)</p> <p>第30条 (取締役の責任免除) (条文省略) ② 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外取締役との間に、</u>任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が定める範囲内とする。</p> <p>第31条 (選任) (条文省略) ② (条文省略)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>	<p>(削 除)</p> <p>第8条 (単元未満株式についての権利制限) 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利 2. 取得請求権付株式の取得を請求する権利 3. 募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利 4. <u>次条に定める請求をする権利</u> <p><u>第9条 (単元未満株式の買増し)</u> 当社の株主は、<u>株式取扱規定に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。</u></p> <p>第30条 (取締役の責任免除) (現行どおり) ② 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)</u>との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が定める範囲内とする。</p> <p>第31条 (選任) (現行どおり) ② (現行どおり) ③ <u>当社は、会社法第329条第3項の規定に基づき、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、株主総会において補欠監査役を選任することができる。</u> ④ <u>前項の補欠監査役の選任に係る決議が効力を有する期間は、株主総会の決議によって短縮されない限り、当該決議後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p>

現行定款	変更案
<p>第 33 条 (任期) (条文省略)</p> <p>② 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p> <p>第 38 条 (監査役の責任免除) (条文省略)</p> <p>② 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が定める範囲内とする。</u></p> <p>(新 設)</p> <p>第 44 条 (剰余金の配当の基準日) 当社の<u>剰余金の期末配当の基準日は、毎年 11 月 30 日とする。</u></p> <p>(新 設)</p> <p>第 45 条 (中間配当) <u>当社は、取締役会の決議によって、毎年 5 月 31 日を基準日として中間配当を行うことができる。</u></p>	<p>第 33 条 (任期) (現行どおり)</p> <p>② 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。<u>ただし、第 31 条第 3 項により選任された補欠監査役が監査役に就任した場合は、当該補欠監査役としての選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時を超えることができないものとする。</u></p> <p>第 38 条 (監査役の責任免除) (現行どおり)</p> <p>② 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が定める範囲内とする。</p> <p>第 44 条 (剰余金の配当等の決定機関) <u>当社は、剰余金の配当等会社法第 459 条第 1 項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議によって定めることができる。</u></p> <p>第 45 条 (剰余金の配当の基準日) 当社の期末配当の基準日は、毎年 11 月 30 日とする。 <u>② 当社の中間配当の基準日は、毎年 5 月 31 日とする。</u></p> <p>(削 除)</p>

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	2016 年 2 月 26 日 (金)
定款変更の効力発行日	2016 年 2 月 26 日 (金)

以 上